

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

また、年金の受給手続のため社会保険事務所に行った際に、申立期間が未納になっていると指摘された。

国民年金保険料の納付を一度も延滞したことが無いのに、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳上、申立人は婚姻した昭和60年12月に任意加入への切替手続を行っていることが確認でき、この手続直後に当たる申立期間の保険料を未納とすることは不自然である。

さらに、申立人は毎年度の国民年金保険料をおおむね年度内に納付している上、保険料を前納している期間もあるなど、納付意識は比較的高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 9 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和 36 年 12 月から A 事業所で臨時職員として働き始め、38 年 10 月に採用試験に合格し、同年 12 月には正職員となったが、その際、私の父から「これからは、国民年金保険料を納めなくてもよくなった。」と言われたことを記憶している。

また、昭和 36 年度の国民年金の納付記録及び昭和 38 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの厚生年金保険に係る記録が最近になって判明したのは、私の氏名の読み違い等による行政側のミスによるものであった。

以上のことから、私の両親は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたのではないかとの思いを強く抱くようになったので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録を見ると、申立期間の直前に当たる昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間については、当初、未加入期間とされていたが、別名で管理されていた納付記録が申立人の記録であると確認された結果、平成 17 年 5 月に国民年金保険料の納付済期間に訂正されているとともに、申立期間の直後に当たる昭和 38 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間についても、当初、未加入期間とされていたが、平成 21 年 1 月に別名で管理されていた厚生年金保険の加入記録が申立人の記録であったことが新たに判明し、記録が追加されているなど、申立人の年金記録の管理が適切に行われていなかった

ことが確認でき、申立期間についても、関係行政機関の事務処理に何らかの過誤があった可能性も否定できない。

また、申立人は、昭和 36 年 12 月から A 事業所に勤務したとしているが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証の記載によると、38 年 10 月 1 日に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、少なくとも申立期間当時は、厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる上、申立期間及びその前後を通じて、住所を移動した事実はなく、申立人の生活環境に特段の変化が認められず、申立人が 37 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失したことをうかがわせる合理的な理由が見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料をその両親が納付したと主張しているところ、申立人が居住していた地区には、申立期間当時、国民年金保険料の納付組織が存在し、保険料を徴収していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 1 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、私の父が家族の分の保険料と一緒に、毎月、地区の納税組合の集金人に納付していた。

申立期間について、両親の国民年金保険料は、納付済みとされているにもかかわらず、私の分の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人と同居し、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする両親は、いずれも国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、申立期間を含め保険料を完納している。

さらに、申立人が居住する地区では、申立期間当時、国民年金保険料の徴収を納税組合に委託する制度が存在し、納税組合では地区長が保険料を集金し、町役場に持参していたことが確認でき、申立人の主張と合致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年11月15日から同年12月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を同年11月15日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

また、申立人は、A株式会社B工場における昭和47年8月1日から同年11月1日までの期間及び同社本社における同年11月1日から48年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社B工場における資格喪失日及び同社本社における資格取得日に係る記録を47年11月1日にそれぞれ訂正し、当該期間のうち同年8月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額を6万円、同年11月から48年1月までの期間に係る標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月15日から同年12月15日まで
② 昭和47年8月1日から48年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和44年9月にA株式会社に入社以来、本社とB工場との間で配置転換が行われたことはあるものの、継続してA株式会社に勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様に正社員として同じ業務に従事していた同僚4人に、申立人の勤務実態等について照会した結果、このうち3人は、「申立人は、申立期間①及び②当時、A株式会社B工場に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かった。また、申立期間①及び②当時は、申立人と所属部署及び仕事内容も同じであった。」と供述しているところ、当該同僚3人は、いずれも、厚生年金保険を本社において一括して適用することとしたことに伴い当該工場が同保険の適用事業所ではなくなった昭和47年11月1日に同工場における同保険の被保険者資格を喪失し、同日に本社において同資格を取得していることが確認でき、両申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続している。

また、上記同僚3人のうち二人は、「申立人は、申立期間①及び②当時、厚生年金保険に加入していたはずである。」と供述している上、当該事業所の現役員は、「期間の特定はできないものの、申立人は当社に勤務していたことは確認できる。また、申立期間①及び②当時から、正社員は厚生年金保険に加入しており、申立人のみ厚生年金保険の加入が漏れることは考え難いので、申立人は申立期間①及び②当時、厚生年金保険に加入していたはずであり、保険料も給与から控除していたと思われる。」と供述している。

さらに、本社とB工場との間で、厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失が行われている者52人の厚生年金保険の加入記録を調査した結果、申立人以外に加入期間が欠落している者は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、両申立期間について、A株式会社に継続して勤務し、これらの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のB工場に係る昭和46年12月の社会保険庁の記録から6万円、申立期間②の標準報酬月額については、B工場が47年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、47年8月から同年10月までの期間は、喪失日直前の申立人のB工場に係る社会保険庁の記録から6万円、同年11月から48年1月までの期間については、申立人の本社に係る48年2月1日の社会保険庁の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日又は喪失日に係る届出を社会保険

事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成16年3月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月22日から同年4月16日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A事業所における被保険者資格の取得日が平成16年4月16日との回答をもらった。

しかし、私は、平成16年3月22日からA事業所に勤務しており、4月26日に支給された初回の給与から、厚生年金保険料が控除されているので厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険被保険者資格取得確認等通知書、在職証明書、給与明細書及び賃金台帳並びに事業主の供述により、申立人が平成16年3月22日からA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を

認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の平成16年4月分の給与明細書により確認できる報酬月額から算出される標準報酬月額により11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないとしている上、事業主が保存していた申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が、平成16年4月16日とされていることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和43年2月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和43年1月の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月21日から同年4月30日まで
② 昭和43年11月13日から44年5月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、両申立期間にA株式会社B工場に勤務し、失業保険の給付を受けたことを覚えている。給与明細等、証拠になるものは持っていないが、両申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA株式会社は、社会保険事務所の記録によると、両申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる上、申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人が両申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳の記載から、申立人は昭和42年11月15日に国民年金の被保険者資格を喪失し、43年2月1日に国民年金の被保険者資格を再度取得していることが確認できる上、同年6月に42年11月から43年1月までの国民年金保険料が還付されていることが確認で

きる。

さらに、C町の国民年金被保険者名簿においても、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳と同様の記録が確認でき、同町では、「申立期間当時、厚生年金保険への加入を確認し、国民年金との重複期間がある場合に国民年金保険料を還付していたと考えられる。」としていることから、申立人が国民年金保険料の還付を申請した当時、申立期間①のうち、昭和42年11月15日から43年2月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことを確認したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和43年1月21日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日とする合理的理由は無く、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳及びC町の国民年金被保険者名簿上で確認できる国民年金被保険者資格取得日の43年2月1日であると認められる。

なお、昭和43年1月の標準報酬月額については、43年1月21日の資格喪失時における社会保険事務所の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

一方、当該事業所では、両申立期間について、「申立てに係る関連資料が無く、当時の事情を知る者もいないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

また、両申立期間の前後の期間について、申立人と同様、当該事業所で季節労働者として勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚7人の年金記録を見ると、両申立期間について、申立人と同様、厚生年金保険の加入記録は確認できないことから、当該事業所では、両申立期間において、季節労働者について必ずしも一律に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚5人に、申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、二人から回答を得たが、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述等は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立期間②については、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、両申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた

事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和43年2月1日から同年4月30日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から57年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から57年11月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、昭和56年初夏ごろに、国民年金の加入及び保険料納付の勧奨のため自宅に来た社会保険事務所の職員に、申立期間の国民年金保険料として20万円を私の妻が納付した。

申立期間について、国民年金に未加入とされ、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年初夏ごろに、その妻が申立期間に係る国民年金保険料として、社会保険事務所職員に20万円を納付したと主張しているが、i) 申立期間の保険料を試算すると、約13万円となり、申立人が納付したとする保険料額と差異があること、ii) 申立期間のうち昭和57年4月から同年11月までの保険料は、申立人が納付したとする時期から見ると、翌年度分の保険料となり、制度上、前納することはできないこと、iii) 申立期間当時、社会保険事務所の職員が単独で国民年金保険料の集金のために戸別訪問していた事実は確認できないこと、iv) 申立期間は、妻が厚生年金保険に加入しているため、国民年金の任意加入期間となるが、申立期間当時、社会保険事務所の職員が、任意加入対象者に国民年金の加入及び保険料納付の勧奨をしていた事実は確認できないことから、その主張には、不合理な点が認められる。

また、社会保険事務所の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年9月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないが、申立人は、申立期間及びその前後を含めて、

住所の移動は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 11 月から 63 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月から 63 年 10 月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は、申立期間の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付していたのに、昭和 61 年 10 月分の保険料のみが納付済みとされており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る保険料を金融機関の窓口で納付していたと主張しているが、当該金融機関では、申立期間当時の窓口での収納に関する資料が無いとしており、申立てを確認できる関連資料が得られない上、同居していた申立人の前妻の納付状況を見ると、申立期間のうち昭和 62 年 4 月から 63 年 10 月までの保険料が未納とされている。

また、申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間以外にも複数の国民年金の未加入期間及び未納期間が散見される。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、いずれも申立期間は未納とされており、これらの記録に特段の不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から聴取しても、保険料の納付時期や納付金額についての記憶が必ずしも明確ではなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 48 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月から 48 年 4 月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。
しかし、私は申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立期間について未加入、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の夫が共済年金に加入しているため、国民年金の任意加入期間となるが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫から聴取しても、国民年金の加入時期等に関する記憶が定かではなく、国民年金の加入及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳、社会保険庁の記録及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 61 年 5 月 20 日に初めて国民年金に加入していることが確認でき、これを前提とすれば、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することができない期間となる。

さらに、申立人は、申立期間及びその前後の期間を通じて住所を移動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 38 年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間も含めA株式会社に昭和 36 年 11 月から平成 11 年 12 月まで毎年有期従業員として勤務していた。

給与明細書等、証拠になるものは無いが、A株式会社では、永年勤続表彰も受けており、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかし、当該事業所は昭和 47 年 5 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所の後継事業所に照会しても、「当時の関連資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」旨回答しており、申立てを確認できる関連資料は得られなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚等 3 人、健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であった者 11 人及び申立期間の前後に厚生年金保険の被保険者であった季節労働者 10 人に対し、申立人の勤務実態及び当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて照会し、18 人から回答を得たが、申立期間について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人と同様に有期従業員として勤務していた者の中には、「季

節労働者は厚生年金保険に加入していたと思うが、人によっては加入していない人もいたと聞いている。」と供述する者もあり、すべての季節労働者が一律に厚生年金保険に加入していたとは言い難い上、申立人と同様、季節労働をしていたと思われる者の中には、厚生年金保険の加入記録が無い者が5人見受けられる。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険手帳記号番号払出簿から、申立人は、当該事業所に勤務するごとに厚生年金保険被保険者手帳記号番号を払い出されていたことがわかるが、申立期間については、同番号の払出しは確認できない。

その上、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月から29年3月まで
② 昭和29年10月から30年3月まで
③ 昭和30年10月から31年3月まで
④ 昭和32年10月から33年3月まで
⑤ 昭和34年10月から35年3月まで
⑥ 昭和37年10月から38年3月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①から③までについては、A株式会社、申立期間④から⑥までについては、有限会社Bに出稼ぎ労働者として勤務していた。証拠となるものは持っていないが、各申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から③までについて、申立人が勤務していたとする事業所は、当該期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかし、当該事業所は、社会保険事務所の記録上、昭和42年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できる関連資料が得られない。

また、申立人が当該事業所に勤務していたとして名前を挙げた同僚は既に死亡しており供述が得られない上、当該同僚の厚生年金保険の加入記録を見ると、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき

ない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿上、当該期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 22 人に、申立人の勤務実態等について照会し、8 人から回答を得たが、そのうち 7 人は「申立人が勤務していたかどうかは分からない。」としている上、うち二人は「厚生年金保険の加入は正社員のみであった。」と回答しており、申立人の勤務期間を特定できる供述、申立人の雇用形態に係る供述及び申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、同名簿上、昭和 27 年 10 月から 31 年 3 月までの期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の加入記録を見ると、冬期かつ短期間のみの被保険者記録のある男性はおらず、当該事業所で再取得を繰り返す者も見当たらない。

その上、同名簿上、申立期間①から③までに申立人の加入記録は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間④から⑥までについて、有限会社 B から提出された従業員台帳から、申立人は、申立期間⑥の一部の期間は当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和 34 年 9 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立期間④当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所に対し、申立人の勤務形態及び厚生年金保険の加入の有無について照会したところ、当該事業所では、「厚生年金保険の適用事業所となった昭和 34 年 9 月以降のすべての健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書並びに被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、それらを確認したが、申立人の名前は見当たらず、申立人が勤務していた当時の給与担当者も亡くなっており、申立人の具体的な勤務期間については分からない。申立期間⑤及び⑥当時、申立人が居住する地区から申立人と同様に臨時雇用として勤務した者が複数いたが、いずれも厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しており、申立人の勤務期間を特定できる供述及び申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚及び社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立期間⑤及び⑥当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者計 12 人に、申立人の勤務実態等について照会し、10 人から

回答を得たが、「申立人を知っている。」と回答した5人のうち4人は、「申立人は『冬期間勤務』又は『臨時雇用』であった。」とし、そのうち一人は「厚生年金保険の加入は正社員のみであり、農作業の合間の冬期間に勤務していた者は4、5人いたが、社会保険には加入していないと思う。」と回答しており、申立てを確認できる供述は得られなかった。

加えて、回答が得られた上記10人のうち、申立事業所が適用事業所となる以前から勤務していたとする者が3人おり、このうち二人は、「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった時期が昭和34年9月からであったため、それ以前は厚生年金保険に加入しておらず、保険料の控除もされていない。」と回答しており、申立期間④に係る保険料控除について確認できる供述は得られなかった。

その上、上記被保険者名簿上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年9月から平成21年5月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した70人の記録を見たところ、通年雇用の者が大多数である上、申立期間⑤及び⑥に申立人の加入記録は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間⑥について、申立人は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

- 3 すべての申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、各事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月から 39 年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は申立期間に、株式会社AのB事務所に、同郷の者 13 人と一緒に季節労働者として出稼ぎに行ったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった株式会社AのB事務所から申立人あてのはがき（「昭和 39 年盛夏」との記載あり）及び当該事業所で撮影した写真並びに申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は、社会保険事務所の記録上、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について、株式会社Aの事務代行をしている株式会社Cに照会したところ、同社では、「当該事業所は株式会社Aの下請であったことは確認できるが、申立人の勤務実態等は関連資料が無いことから不明である。」としており、申立人の具体的な勤務期間及び厚生年金保険の加入の有無を確認できる供述等は得られなかった。

また、申立人が申立期間当時に同郷から一緒に出稼ぎに行ったとする者 13 人のうち、10 人について申立期間及びその前後の年金記録を調査したところ、いずれも厚生年金保険の加入記録は確認できない上、うち 8 人については国

民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、上記 10 人のうち 3 人に申立期間当時の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除の有無について照会したところ、いずれも「厚生年金保険のことや保険料控除については、よく憶えていない。」と回答しており、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、D 団体に国民健康保険の加入の有無について照会したところ、申立人については、申立期間当時の関連資料が無く、加入の事実が確認できない旨回答している上、社会保険事務所が保管している株式会社 A の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立期間及びその前後の期間に申立人及び申立人が同僚として名前を挙げた者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、事業主より給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。